

## (20条関係)

### 非公開原則



聴聞期日における審理はなぜ非公開とされているの  
でしょうか。



A 不利益処分の名宛人となるべき者など当事者等のプライバシーへの配慮や行政手の事務負担等の問題が考慮されたからです。

### 解説

#### 1 公開が相当と認められる場合

行政手続法では、聴聞期日における審理の公開について、主として当事者等のプライバシーへの配慮や行政手の事務負担等の問題を考慮して、行政手が公開を相当と認めるときを除き、非公開とするとされています。

公開が相当と認められる場合とは、例えば、その事案について社会的関心が高く、公衆による監視が必要であると判断される場合などが当たります。

#### 2 公開する趣旨

聴聞期日における審理を公開することによって、透明性が向上し、その結果、公正の確保が図られるということは、十分期待されると

ころです。

しかし、公開の機能は多面的です。

もとより、法が公開を規定した趣旨が、当事者に対する手続保障を充実させるためである場合も多いと思われます。

他方、公衆による監視に意味がある場合もありますし、利害関係を有する者が一同に会して意見を言い合い、その場でのやりとりを通じて適正な判断をすることが求めている場合もあるでしょう。

### 3 当事者の利益

非公開原則がとられたことによって、これでは、当事者の手続保障にマイナスに作用するのではないかといった指摘もみられます。

この点、行政手続法では、文書閲覧制度の導入など、効果的かつ手厚い手続保障がされていて、聴聞を公開で行わないことが直ちに当事者の不利に働くとは考えられません。

また、公開の要請と当事者の利益の保護とが必ずしも一致するとは限りません。例えば、わが国の聴聞手続に相当するアメリカの略式採決手続については、その大半が非公開であり、審理を非公開にしたことが訴訟で争われるよりも、公開にしたことが訴訟で争われる場合が多いのが実情であるとも指摘されています（宇賀『手続法解説』128頁）。

### 4 既存の公開規定との関係

このように、公開の機能は多面的なので、個別の法律において公開規定が置かれている場合の行政手続法との関係は、次のように整理されました（仲『手続法のすべて』98頁・250頁）。

聴聞相当処分に関するものは、基本的に公開規定が維持されるこ

ととされました。また、それが行政手続法の弁明手続相当処分にも適用されている場合には、公開することとしている趣旨が上記のいづれかに当たると考えられるときは、行政手続法の聴聞手続をとることとしたうえで、つまり、当事者の手続保障の充実を図ったうえで、公開規定を存続させることとされました。

## 第2 理由の提示等

### 第8条（理由の提示）

行政手引一八

○広島地裁昭和33年5月29日判決（行裁集9・5・986、訟月4・9・1191）

青色申告の更正処分通知書に青色申告を是認しないで更正した理由を具体的に附記することは更正処分の有効要件であるというべく、その更正処分に対する審査請求に対する決定の通知書に同様の理由を附記することは審査決定の有効要件であることは明白である。

○東京高裁昭和44年6月26日判決（行裁集20・5・6・763、判タ236・148）

旧特許法第81条、同法施行規則第47条第1項第5号によれば、拒絶査定には主文のみならず理由をも記載しなければならない。右の規定はもとより訓示規定ではないから、査定に理由の記載を全く欠くことは許されないが、理由記載の方法、程度は一応特許庁の裁量に委ねられているものと解すべきである。したがって、本件のように、拒絶査定には理由の内容を記載せず、特許異議決定記載の理由を全部引用することも違法とはいえない。

○大分地裁昭和45年3月18日判決（行裁集21・3・508）

〔法人税〕法第32条がいわゆる青色申告についてその申告額等を課税庁において更正する場合には、更正通知書にその理由を附記しなければ

ならない旨規定しているが、その趣旨を考えてみると、いわゆる青色申告による納税を政府から認可された法人には、課税庁が課税基準の基礎となる営業実績を正確に把握できるよう一定の帳簿書類を備え付ける法的義務が課せられているところ、その反面として課税庁は右法的義務に従ってなされた帳簿書類の記載を信用尊重して課税しなければならず、ただ右帳簿書類を調査した結果当該課税基準又は欠損金額の計算に誤りがあると認められる場合にかぎって申告額を更正しうるものとし青色申告にかかる更正を制限しているうえ、さらに更正する場合にはその理由を更正決定書に附記することを要求しているのであるから、その理由を附記させる趣旨は、右のように原則として信用尊重されなければならない帳簿書類の記載を更正することにかんがみ、右帳簿書類の記載を否認して更正しうるだけの合理的資料を反面調査等によってしゅう集し、それに基づく結果によって否認したゆえんを具体的に附記させることとし、課税庁の更正決定を慎重ならしめるにあると解せられる。

そして右趣旨に従すれば、理由記載の程度としては、たんに更正にかかる数額が申告額のうちのどの部分をどのように訂正した結果算出されたものであるかが記載されているだけでは足りず、申告額について更正された部分がいかなる資料に基づき、いかなる理由によって更正されたものであるかという点についてまで具体的な根拠を示してこれを記載することが必要であると解するのが相当である。

#### ○宇都宮地裁昭和49年1月31日判決（訟月20・6・106）

供託規則38条（昭和47年改正前）は、「供託官は22条1項の請求が理由なしと認めるときは、請求書にこれを却下する旨を記載して記名押印し、その書面を請求者に交付しなければならない」と規定するにとどめ、請求書に却下理由を告知することまでは要求していないから、供託官が却

下にあたり、却下理由を明示しなくても原則としては違法とはならないと解するのが相当であるが、却下の処分が行政処分であって請求者にとって不利益なものであることからいうと、請求者からあらかじめ却下理由を明示することを要求されたときは、場合により却下理由を口頭または書面で告知すべきであり、そのような場合に却下理由の告知を欠くときは却下処分が、違法となることもあると解すべきである。

○京都地裁昭和49年4月19日判決（訟月20・8・109）

税務署長は、更正請求の調査手続において右の点の主張立証がない限り、その納税者の提出した申告書に記載された所得金額等をそのまま正当なものとして、納付すべき税額をその申告どおり確定すればたり、請求者に対する通知書にもこの旨を記載すればたりるというべきである。すなわち、この場合には、税務署長は納税者の真実の所得金額等まで認定することを要しないのであり、この点において、税務署長がその調査したところに従い納税者の所得金額等を具体的に認定して行う更正又は決定の場合と異なるのであって、所得税法155条2項が後者について規定する理由付記は、所得金額等の具体的な認定を伴わない前者には適用がないといわなければならない。

○福岡高裁昭和51年6月8日判決（訟月22・6・1688）

通知書に理由付記を欠いた更正処分の瑕疵は行政行為のいわば形式上のものであって、匡正できない程重大なものとは思われず、本件再更正処分ならびに更正処分については、その通知後さして日時を経過しない三ヶ月余の後には青色申告書提出承認の取消処分のなされたことによつて、控訴人は更正処分に理由の付記を要しない白色申告者となったもの